

療育給付に要する費用の徴収実施要綱

制定 平成12年3月区長決定要綱第 30号
改正 平成18年9月部長決定要綱第132号
改正 平成19年4月区長決定要綱第 51号
改正 平成24年6月区長決定要綱第187号
改正 平成26年9月19日区長決定要綱第136号
改正 平成29年3月22日区長決定要綱第 50号
改正 令和2年6月29日区長決定要綱第140号

(費用徴収)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条の規定による療育の給付に要する費用のうち扶養義務者等から徴収する額(以下「徴収する額」という。)は、東京都児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)別表第1(以下「徴収基準額表」という。)で定めた額(以下「徴収基準額」という。)とする。

ただし、徴収する額は、区の支弁額または費用総額から医療保険各法および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規定する負担額を差し引いた額を超えてはならない。

(費用徴収の額の特例)

第2条 費用徴収の額の特例は、次のとおりとする。

A階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の児童が同時に徴収基準額表の適用を受け
る場合には、2人目以降の徴収する額は、徴収基準月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額とする。

(1) 入院期間が、1か月未満の者に対する徴収する額(前項の場合にあつては、その $\frac{1}{10}$ 分の1相当額)は、次の算出式によって日割計算した額とする。

$$\text{徴収基準額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(2) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいない場合は、徴収する額の決定を行わないものとする。

ただし、児童本人に特別区民税もしくは市町村民税が課せられている場合は、本人につきこの実施要綱に定める扶養義務者に準じて処理するものとする。

(世帯階層区分の認定)

第3条 世帯階層区分の認定は、次の事項に定める方法による。

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得割等の課税の有無等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとし、農閑期に出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため病院に入院している場合および職場の都合上他の地域で下宿して時々帰宅する場合などは、これに含めるものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業のものは、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）およびそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が、特に扶養の義務を負わせているものとする。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）以外は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

エ 「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項

(3) 認定の基礎

ア 扶養義務者、児童の属する世帯の構成、世帯外扶養義務者等については、申請書に添付される世帯調書によって把握するものとする。なお、必要な場合は、児童福祉司、社会福祉主事または児童委員の意見を聞く等により、確認するものとする。

イ 生活保護法による被保護世帯については、現に生活扶助、医療扶助等の保護をうけている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）受給世帯については、支援給付を受けている事実、特別区民税もしくは市町村民税については、当該年度の特別区民税もしくは市町村民税の課税または免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基礎とする。

ウ 当該年度の特別区民税または市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の特別区民税もしくは市町村民税によるものとする。

エ 所得割の額および均等割の額（以下所得割額等という。）については、世帯調書の所得割額等の記載およびそれを証明する関係書類によって判定するものとする。

ただし、判定につき疑義がある場合その他必要な場合の調査確認は、次の例により行うものとする。

(ア) 被保護者（世帯）または支援給付受給世帯の確認は、福祉事務所、区市町村または民生委員に照会して行うこと。

(イ) 特別区民税もしくは市町村民税を課せられている者または非課税（免税を含む。以下同じ。）の者の確認は、その区市町村または特別区民税もしくは市町村民税の特別徴収義務者に照会して行うこと。

(4) 認定方法

世帯階層の認定は、扶養義務者について判定された階層区分に基づき行うものとする。

ア 扶養義務者の階層区分の判定

扶養義務者（世帯外扶養義務者を含む。以下本号、第3条5号および同条6号において同じ。）のすべてについて、次により、階層区分の判定を行う。

(ア) 現在、生活保護法による被保護者（生活扶助、医療扶助等の扶助を単給または併給として受けている者をいう。）および支援給付受給者は、A階層と判定する。

(イ) 当該年度において特別区民税または市町村民税が非課税の者は、A階層と認定される場合を除き、B階層と判定する。

(ウ) 当該年度の特別区民税または市町村民税の均等割の額のみが課せられている者は、A階層またはD階層と判定される場合を除き、C階層と判定する。

(エ) 当該年度において特別区民税または市町村民税が課税されている者は、A階層、B階層およびC階層と判定される場合を除き、D階層と判定する。

イ 世帯の階層区分の認定

児童の扶養義務者の階層区分に応じて、児童の属する世帯の階層区分を認定する。

ただし、2以上の異なる階層の扶養義務者がいる場合は、次の例により世帯を認定する。

(ア) A階層と認定された者が1人でもいるときは、その世帯はA階層と認定する。

(イ) B階層と認定された者のみがいる世帯をB階層と認定する。

(ウ) A階層がない場合であってC階層と認定された者が1人でもいるときはC階層と認定する。

(エ) A階層のいない場合であって、D階層と認定された者が1人でもいるときはD階層と認定する。

(5) 世帯階層区分の細区分

世帯階層区分の細区分については、「徴収基準額表」の「世帯階層区分」の欄に定めるところであるが、D階層については、所得割の額によってD1階層からD20階層までに細区分を行うものとする。

ただし、特別区民税または市町村民税を課せられている扶養義務者が、児童の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の所得割の額を合算した額をもって、その世帯の所得割の額とする。

(6) 再認定

ア 給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の所得割額等に変動が生じた場合は、原則として、申請者の届出に基づき確認の上、変動が生じた日の属する翌月から適用して、再認定を行うものとする。

(ア) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の届出のない限り、各月行う必要はない。

(イ) 所得割額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については、各月の初日に行うものとする。B、CおよびD階層については、前年（年度）分の所得割額等の課税

関係が確定する時期に、申請者による届出がない場合でも、新しい所得割の額の課税状況について調査および確認を行うものとする。

(徴収)

第4条 徴収は、原則として児童の属する世帯の扶養義務者に対して行い、その世帯に扶養義務者がいない場合のみ世帯外扶養義務者に対して行うものとする。

徴収する額は、品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第5号。以下「会計規則」という。）第26条の規定の基づき、原則として診療日の属する月ごとに扶養義務者に対し納入通知書を発行し、これを徴収するものとする。この場合において当該医療の給付に要した費用額も併せて通知するものとする。

ただし、区長が他の方法によることが適当と認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。